

生命共済部分（保険契約）に係る診査基準

■告知扱……告知書による自己申告。被保険者ご本人が有りのまますを正確にもれなくご記入下さい。記入事項が事実と相違するときは、死亡共済金(死亡保険金)が支払われないことがあります。

■告知扱の範囲……新契約・同時契約・5年以内の告知扱契約を通算して右表範囲内の場合は「告知扱」での取扱が可能です。

■診査医扱……保険会社指定の医師による診査

※審査基準の適用にあたっては、ジブラルタ生命の1年以内の全契約を通算します。

※審査基準により保険会社が診査した結果、この共済制度にご加入いただけない場合もあります。

契 約 年 齢	診査基準保険金
39歳以下	1,500万円以下
40歳以上	1,200万円以下

保険契約の発効

保険契約の発効は、共済掛金払込月の翌月1日で、かつ保険会社が申込みを承諾したときです。また、診査扱いのときは、診査が完了し、保険会社が承諾したときからです。

税務の取扱い

加入者	被保険者	保険金受取人	経費処理		受取保険金の処理	
			保 険 料	手 数 料	会 社	相 続 人
会 社	役 員 従業員	会 社	福利厚生費	雑 費 又 は 支払手数料	受取時 …… 雑収入 支給時 …… 退職金 弔慰金	(みなし相続財産) 死亡退職金 法定相続人1人につき500万円 非課税
	従業員	従業員 家 族	給与(注1)	雑 費 又 は 支払手数料		(みなし相続財産) 法定相続人1人につき500万円 非課税
会 同 社 族	代表者 役 員	同 左 家 族	賞 与	雑 費 又 は 支払手数料		同 上
個 人 企 業	事業主	事業主 家 族	事業主勘定（必要経費不算入）			同 上
	従業員	事業主	福利厚生費	雑 費	受取時 …… 雑収入（事業所得） 支給時 …… 退職金 弔慰金	(みなし相続財産) 死亡退職金 死亡弔慰金

(注1) 従業員全員を被保険者として契約した場合は、給与でなく福利厚生費として損金処理可能です。

各商工会 問い合わせ先

県北地区

かづの商工会

〒018-5201 鹿角市花輪字柳田14-1
TEL 0186(22)0050

北秋田市商工会

〒018-3322 北秋田市住吉町12-18
TEL 0186(62)1850

大館北秋商工会

〒018-5701 大館市比内町扇田字新大堤下93-11
TEL 0186(55)0406

上小阿仁村商工会

〒018-4421 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原80の内
TEL 0186(77)3109

ニツ井町商工会

〒018-3155 能代市ニツ井町字比井野33
TEL 0185(73)2953

三種町商工会

〒018-2303 山本郡三種町森岳字岩瀬188-2
TEL 0185(83)3010

藤里町商工会

〒018-3201 山本郡藤里町藤琴字大関添6-1
TEL 0185(79)1529

白神八峰商工会

〒018-2641 山本郡八峰町八森字中浜41-3
TEL 0185(77)3161

中央地区

男鹿市商工会

〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町50
TEL 0185(24)4141

湖東3町商工会

〒018-1725 南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目3-1
TEL 018(852)3460

潟上市商工会

〒018-1401 潟上市昭和久保字元木田12-1
TEL 018(877)3456

河辺雄和商工会

〒019-2601 秋田市河辺和田字上中野176-3
TEL 018(882)3523

由利本荘市商工会

〒015-0872 由利本荘市瓦谷地1-4
TEL 0184(23)8686

にかほ市商工会

〒018-0311 にかほ市金浦字十二林158-9
TEL 0184(38)3350

県南地区

仙北市商工会

〒014-0327 仙北市角館町上新町43-1
TEL 0187(54)2304

大仙市商工会

〒019-2112 大仙市刈和野字愛宕下106-3
TEL 0187(75)1041

美郷町商工会

〒019-1404 仙北郡美郷町六郷字上町21
TEL 0187(84)0560

よこて市商工会

〒019-0529 横手市十文字町字海道下18-3
TEL 0182(42)0406

ゆざわ小町商工会

〒012-0105 湯沢市川連町字平城下23-2
TEL 0183(42)2163

羽後町商工会

〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内字福田18-18
TEL 0183(62)1157

東成瀬村商工会

〒019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内字上野67-2
TEL 0182(47)2151

商工貯蓄共済

商工会員だけの大きな特典

商工会が提案する

4つの安心

サポート

経営指導

経営のトータル
サポート

生命保障

万が一に備えた
リスク管理サポート

資金繰り

企業の資金繰り
サポート

貯蓄

資産の充実
サポート



商工会・秋田県商工会連合会

貯蓄共済は事業者にとっての セーフティネット

経営指導

経営計画からライフプランまで、
事業者の最も身近な商工会が、
親身になって対応します！



生命保障

安い保険料で大きな保障が得られます！

全国の商工会員が加入している**集団扱定期保険（勤労保険）**だからこそ、
安い保険料で大きな保障が得られます！

福利厚生の実に役立ちます！

従業員の死亡退職金又は弔慰金の支払いに備えて、
従業員を被保険者として生命保険契約を締結することができます！



貯蓄

生活の安定、事業の安定に役立ちます！

掛金の大部分が貯蓄積立金となり、経営者に万が一のことがあったときの
事業継続資金やレジャー、冠婚葬祭等の資金として備えることができます。
貯蓄積立金には年0.35%の年利（複利計算）が付されます。

※利率は、規約に基づく金融機関への預入方法等により変動する場合があります。



資金繰り

急な資金需要および長期的な資金計画をサポート

(1)急な資金調達には、一部払出制度をご利用いただけます。

※但し、以下の基準をすべて満たしていることが必要となります。

① 加入後1年を経過した方

② 商工貯蓄共済制度融資を利用していない方

※本制度を利用して商工貯蓄共済融資制度の融資金全額を繰上償還する場合は除く

③ 掛金延滞のない方

(2)事業資金等の長期的な資金計画には、貯蓄積立金を基準とした融資制度利用の他、
各種制度資金や補助金について、商工会職員が提案、サポートします。



生命保障のメリットは？

メリット 1

一度契約した保険契約は、
満期更新時の健康状態に
関係なく告知書不要で
更新できます。

※更新前契約が特別条件付
契約であった場合は、告知
書が必要となります。

※更新時の保険金額が更新
前の保険金額を超える場合
は、告知書が必要となります。

メリット 2

リビング・ニーズ特約が無
料で付加でき、余命6ヶ月
以内と判断された場合に、
生前給付金として受け取る
ことができます。その使い
方に制限はなく自由に使う
ことができます。



メリット 3

万が一病気やケガで高度障
害状態になられた時には、
死亡保険金と同額の高度障
害給付金が受け取れ、治療
や介護費用等に充てることが
できます。



貯蓄共済のしくみは？

加入タイプ

ニーズに合わせて3つのタイプから選べます

基本型

10年

貯蓄・融資・生命保障と、バランス
の良い10年満期タイプ

短期満期型

5年

1口あたりの保障額を抑え、貯蓄
を重視した5年満期タイプ

死亡保障重視型

10年

1口あたりの最高保障額は500万円
と、保障を重視した10年満期タイプ

加入例

40歳男性の場合

- ・基本型10年
- ・1口加入
- ・死亡保険金100万円

毎月の掛金

2,000円 × 12か月
= 年 24,000円

① 貯蓄積立金
19,836円

10年目の予想貯蓄額
201,508円 ※年0.35%で
複利運用されます。

② 保険料
2,964円（年額）

保険料は年齢性別によって
異なり、掛捨てです。

③ 事務手数料
1,200円（1口あたり年額）



加入条件

加入者となれる方：商工会員およびその家族、従業員

被保険者となれる方：商工会員およびその家族、従業員
で6歳から65歳（短期満期型は
70歳）までの健康な方

加入限度口数：基本型・短期型・死亡保障重視型
を通算して15口まで
※満15歳未満の場合、契約限度額
は1,000万円までとなります。

	加入年齢	死亡共済金	加入限度口数
基本型 10年	6～46歳	1口 100万円	15
	47～54歳	1口 50万円	15
	55～65歳	1口 25万円	15
短期満期型 5年	加入年齢	死亡共済金	加入限度口数
	6～34歳	1口 30万円	15
	35～70歳	1口 25万円	15
死亡保障 重視型 10年	加入年齢	死亡共済金	加入限度口数
	6～39歳	1口 500万円	3
	40～48歳	1口 300万円	3
	49～56歳	1口 150万円	3
	57～65歳	1口 75万円	3